（削る）

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）

第三条　令別表第七の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　石炭坑での採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇三七

ロ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇〇四〇

に掲げるとおりとし、同号ロ⑴の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

8　令第七条第一項第一号ハの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号ハの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号ハの当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）

第三条　令別表第七の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇二八とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、五・七とする。

二　露天掘による採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇一九

ロ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇〇一六

2　令別表第七の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇二八とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、五・七とする。

3　令別表第七の一の項の下欄のニ⑴の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のニ⑴の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇九五

ロ　イに掲げるもののほか、次の⑴及び⑵に掲げる施設ごとに、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量として当該⑴及び⑵に定める数

⑴　原油の生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇一三

⑵　原油の生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇〇〇〇四三

（新設）

2　令別表第七の一の項の下欄のハ⑴の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のハ⑴の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇一二

ロ　イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇二七